

## 教学監査基準

### はじめに

大学は、教育基本法（7条1項）及び学校教育法（83条1項）に示された大学の目的を達成するため、設立の理念に基づいて、教育研究を通して社会に貢献することを使命とし、大学設置法人によって設置された組織である。

大学経営の目的は、大学が定めたこのような使命の達成により、大学の価値向上と継続的発展を実現し、もって大学の目的を達成することにある。

このため設置者は、この大学経営の目的達成のために必要な支援を行う義務を負い、大学設置者から権限を委ねられた大学の責任者は、大学経営の目的達成のために必要な役割機能を持った組織を構築し、人員を手配し、組織の運営を行う義務を負うこととなる。

大学の業務は、主たる業務である教育研究とこれらを支援する業務から構成される。設置者は、これらの業務が遺漏なく行われているかを確認し、状況に応じた対応をしなければならない。

このプロセスを独立の立場から確認する行為が監査である。監査は主体や目的によって分類されるが、大学においては教学部門の監査の重要性が認識されるようになってきている。この教学監査は、大学の組織が大学経営の目的達成のために適切に整備され、個々の組織が有機的に連携してそれぞれの役割機能を果たしているか、すなわちマネジメントシステムとして機能しているか、を部局単位・部署単位あるいは目的別に点検するものである。

したがって、個々の教育研究の内容を当該領域における学問の視点にたって評価することは監査の役割ではなく、また監査は、摘発を目的としたものでもない。

他方で、学科等の教育プログラムには、「教育基本法、学校教育法に規定されている大学における教育の目的」及び「当該大学の設立の理念に基づく大学の教育方針」に基づいて設定される教育目標が示す知識・能力を、すべての修了生に所定の水準以上で身に着けさせるものであることが求められる。すると、学科等の教育プログラムの策定及び運用のプロセスは、マネジメントプロセスそのものであるといえ、教学監査の対象となる。

教学監査は、大学の目的達成のために教育研究が円滑に行われ、結果として学生の成長と社会の発展に資するための支援機能なのである。

学校教育法では、大学が教育研究を健全かつ継続的に発展させることを担保することを求めている。これは大学として当然の行為であるが、現行法では、その一手法として、大学自身がその教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について点検を行い、また、その総合的な状況について認証機関による認証を求めている。このため教育研究を担い、あるいはまたこれらを支援する者自身による自己点検・評価、あるいは大学組織が委任した外部評価委員等による質保証体制の評価、教育の質を保証するために継続的に状況を把握するための専門部署、の体制等を内部質保証体制として組織の判断により構築し、もって大学の教育研究の健全かつ継続的な発展が組織的に行われている必要がある。すなわちこれらがマネジメントシステムとして構築されていることが前提であり、内部質保証マネジメントシステムには、自己点検・評価マネジメントシステムや外部委員による評価体制、専門部署による質保証状況を把握するマネジメントシステムがサブシステムとして内包されるのである。

### (教学監査の目的)

**第1条** 教学監査は、教学業務及び内部質保証体制が、マネジメントシステムとして構築され、正確性・合规性・効率性・経済性・有効性等をシステムの的に担保する内部統制機能がそのシステムに組み込まれているかを検証するとともに、その適切な運用によって、教学諸活動の質が保証されているかを検証することで、教育研究が円滑に行われ、学生等の成長と社会貢献に寄与することにより、設立の理念に整合する使命の達成を通じた大学の価値向上と継続的発展の実現を支援することを目的とする。

2 この基準は、前項の目的を達成するために監事が行う教学監査の内容、基準及び手続等の基本的事項を定める。

### (用語の定義)

**第2条** この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

①大学：学校教育法第1条に定める大学をいう。

②大学法人：大学を設置する法人をいう。

③教学業務：大学の教育研究及びその管理運営に関する業務をいう（設立の理念に基づく大学法人の方針を受けて、教育目標を定め、当該目標を達成するための教育課程を編成し、教育活動を行い、その結果の評価を展開できる組織体制を整備し、これを運営する業務を含む。）。

④教学業務監査：教学業務のマネジメントシステムを対象とする監査をいう。

⑤質保証：組織が、当該組織の目的に整合した活動目標を設定し、当該目標の達成を目指すマネジメントシステムの枠組みを構築し、その適切な運用によって当該目標をシステムの的に達成することをいう。

ただし、教育の内容は学術であり、個別専門性の原理が存在することから、その内容については上記マネジメントシステムにいうマネジメントの対象とはならない。また、学科等の教育プログラムは、「設立の理念に基づく大学法人の方針を受けて、教育目標を定め、当該目標を達成するための教育課程を編成し、教育活動を行い、その結果の評価を展開できる組織体制を整備し、これを運営するもの」であるので、個別専門的教育プログラムの策定プロセスとその運用状況、すなわちこれらに係るマネジメントは、上記マネジメントシステムにいうマネジメントに含まれる。

⑥内部質保証：大学が自律的な組織として、自らの組織の教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況等について行う質保証をいう。ただし、これらは組織的に行われるので、内部質保証のためのマネジメントシステムが教学マネジメントシステムの中に構築される。また、この内部質保証マネジメントシステムは、教学業務マネジメントシステムに対する内部質保証を組織的に進めるために、自己点検・評価、外部評価委員による質保証体制の評価、教育の質を保証するために継続的に状況を把握するための専門部署、の体制等を組織の判断によりサブシステムとして含めて構築する必要がある。

⑦マネジメントシステム：組織がその目的の下で方針及び目標を定め、当該方針に従って当該目標を達成するために、活動のプロセス及び組織自体を適切に管理するための仕組みをいう。

⑧大学管理運営組織：大学の全学の方針に基づきその教学業務を推進するための意思決定組織及び教学業務推進組織（学科等の教学業務の基本単位をいう。）の実務を担当する教員組織をいう。ただし、大学事務部門の組織は、原則として、これに含まれない。

⑨内部質保証監査：内部質保証に関するマネジメントシステムを対象とする監査をいう。

⑩教学監査：内部質保証監査及び教学業務監査をいう。

⑪内部統制機能：業務を適切に遂行させるため、経営者が業務マネジメントシステムに組み込む機能・プロセスであって、通常の業務遂行の流れの中で実施されるものをいう。

⑫統制環境：組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎・基盤となるものをいう。

⑬ガバナンス：組織の目的達成と適切な運営を目指して設定される、当該組織の統治に係る機構や運営の全体をいう。

⑭監査機能：マネジメントシステムの外側から、大学法人ガバナンス（以下「法人ガバナンス」という）及び教学ガバナンスの適切性を含め、マネジメントシステムが内部統制機能を含めて適切

に機能しているかを点検し、もって、ガバナンス・マネジメントシステムの特性とその特性が現れる要因を探索し、組織的脆弱性を提示する機能をいう。

- ⑮PDCAサイクル：PLAN(計画)・DO(実行)・CHECK(評価)・ACT(改善)を繰り返すことにより、業務を計画的に進めるための管理業務を継続的に改善していくマネジメント手法をいう。
- ⑯ディプロマ・ポリシー：各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような内容と水準の力(知識・能力)を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるものをいう。
- ⑰カリキュラム・ポリシー：ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針をいう。
- ⑱アドミッション・ポリシー：各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に対し、どのような学習成果((1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を求めるか、を示すものをいう。
- ⑲アセスメント・プラン：学生の学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針をいう。
- ⑳自己点検・評価：大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自ら点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自ら評価を行うことをいう。
- ㉑第三者評価：評価対象組織とは独立した第三者組織が行う評価をいう(学校教育法第109条第2項によって大学が受けるべき、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学教育質保証・評価センター)による評価(認証評価)を含む。)

#### (教学監査の種類)

**第3条** 教学監査は、以下の各号に分類される。

- ①内部質保証監査(自己点検・評価マネジメントシステムに関する監査を含む。)

- ②教学業務監査

- イ 大学管理運営組織に関する監査

- ここに、教学業務の企画・管理のための各種委員会組織(教育の質保証のためのPDCAサイクル枠組、教務委員会、カリキュラム委員会、等)や、教学業務の企画・管理・運営のために主として教員によって構成されている組織(教授会、学科会議、等)が含まれる。

- ロ 大学事務組織の監査

- ここに、上記イの大学管理運営組織による教学諸活動を支援する法人・教学における事務組織が含まれる。

#### (教学監査の機能)

**第4条** 内部質保証監査は、以下の各号の機能を有する。

- ①内部質保証マネジメントシステムに法人及び教学ガバナンスに基づいた内部統制機能が組み込まれ、適切に機能していることを点検・確認する機能
- ②教学業務マネジメントシステムの適切性をその外部から点検・評価する自己点検・評価マネジメントシステム、大学組織が委任した外部評価委員等による質保証体制の評価のマネジメントシステム、および、専門部署による教育の質保証のための継続的な状況把握体制、等が内部統制機能として内部質保証マネジメントシステムに適切に組み込まれ、この内部質保証マネジメントシステムが全学にわたって組織横断的に構築・運用され、教学業務を継続して維持・改善・発展させるよう機能するとともに、その結果を社会に公表するよう機能し、大学の目的達成のため

めに寄与していることを点検・確認する機能

③教育の質保証に関する監査においては、個々の教育研究の内容を当該領域における学問の視点にたって評価することは監査の対象とならないことを前提として、教育プログラムに関して、法人及び大学の目的達成のために、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果と、それを学生に修得させるためのカリキュラム・シラバス等が適切であるかを確認する仕組みが構築され、運用されているかについて点検・確認する機能

④内部質保証マネジメントシステムが、大学法人の内部質保証方針に基づいて構築されていることを前提として、それを大学法人のミッション、ビジョン及び中長期計画とも密接に結びつくものとして、これらの策定プロセス並びに推進プロセスに関するマネジメントシステムと一体として点検・確認する機能

⑤大学全体の内部質保証マネジメントシステムのほか第三者評価（認証評価を含む）への対応に関する各マネジメントシステムの状況を点検・確認する機能

## 2 教学業務監査は、以下の各号の機能を有する。

①教学部門のすべての業務システムの適切性を点検・確認。換言すれば、各部局の業務システムの有効性・効率性・経済性・合規性・正確性といった側面に関して、法人及び教学ガバナンスに基づいた業務マネジメントシステムとして内部統制機能が組み込まれているとともに、その内部統制機能が業務マネジメントシステムとして適切に機能しているかを点検・確認する機能

②大学の目的達成を目指して、各部局の業務システムごとに設定した目標を達成するための業務の質保証を担保する体制が、内部統制機能として構築・運用されているかを点検・確認する機能

③教学業務が組織的に行われるものであることを踏まえ、社会規範を前提に、法人及び教学ガバナンスに基づき、内部統制機能が教学業務を担う各部署の業務システムに適切に組み込まれ、それにより各部署で質保証に貢献するよう業務が実施され、その部署の目標が達成されていることを部署単位・部局単位、又は目的別に点検・確認するとともに、そのような各部署の教学業務マネジメントシステムが全学にわたって組織横断的に運用され、当該教学業務を継続して維持発展させるよう機能しているかを点検・確認する機能

### （教学監査組織）

**第5条** 教学監査は、私立学校法第35条に定める監事（学校法人以外が大学を設置する場合においては、これに相当する者）及び大学法人に設置される監査部門が行う。

2 前項にかかわらず、前項に定める組織以外の組織が教学監査を行う場合、当該組織は、教学に関するマネジメントシステムから独立したものでなければならず、かつ、教学業務に関するマネジメントシステムの外部から監査を行うことが担保されてなければならない。また、教学監査の対象となる自己点検評・価及び第三者評価業務に関与した教職員は、当該教学監査を行うことはできない。

### （監査の範囲）

**第6条** 教学監査は、以下の各号を含む大学法人のすべての教学に関するマネジメントシステムを対象とする。

①私立学校法第37条第3項において監事の職務として定められている事項のうち、教学に関するもの。ただし、個々の教員の教育研究の内容を除く。

②法人の経営ガバナンス・設置学校（大学等）の法人及び教学ガバナンス

③大学部門が設置する管理運営組織である各種会議体の運営状況

④内部質保証マネジメントシステムに関する法人及び教学ガバナンスの機能、内部統制機能、意思決定プロセスに加えて、組織横断的な業務の展開状況、マネジメントシステムとしての継続性

### （教学監査の視点）

**第7条** 教学監査の視点は、以下の各号に掲げるものとする。

①マネジメントシステムの枠組みと機能の有効性、効率性、経済性、合規性及び正確性の評価

②マネジメントシステムの運用の有効性、効率性、経済性、合規性及び正確性の評価

2 前項の視点から行う教学監査は、主として内部統制の有効性を評価することで行うものとする。

### （内部監査と教学監査の関係）

**第8条** 監事は、内部監査人による内部監査と独立して、教学監査を行う。ただし、内部監査人による監査の対象が、教学監査の対象と重複する場合においては、監事は、当該監査結果の報告を求め、自らの監査の資料及び対象とする。

### （教学監査の対象業務）

**第9条** 教学監査の対象業務は、概ね次のとおりである。

#### ①大学法人の部門

- イ 設立の理念の維持と見直しの検討
- ロ 経営計画の策定
  - i 中（長）期計画：大学設置、学部学科設置、改組検討
  - ii 施設整備計画
  - iii 人員配置、育成計画
  - iv 資金計画
- ハ 人事、財務、情報及び施設設備管理
- ニ リスクマネジメント及び危機管理  
BCM\*、ハラスメント、事件事故、法令遵守違反、情報セキュリティと管理、危険物、資産運用等  
\* BCM: (Business Continuity Management: 事業継続マネジメント) 組織への潜在的な脅威とその事業活動への影響を特定し、主要なステークホルダーの利益、組織の評判、ブランド、及び価値創造の活動を保護する効果的な対応のための能力を備え、組織のレジリエンス（回復力）を構築するための枠組みを提供する包括的なマネジメントプロセス。
- ホ 行政対応・補助金関連マネジメント
- ヘ ステークホルダーに対する説明責任を果たすための情報公表と広報体制

#### ②大学の部門

- イ 経営計画に基づいた将来計画を含む運営計画の策定
- ロ 教育研究計画の策定と教育研究ならびに教育研究に関する法定事項への対応
  - i ポリシー  
ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、アセスメント・プラン、キャリアデザイン・ポリシー
  - ii カリキュラム：シラバス、進級要件、卒業要件
  - iii 授業：環境整備、休講及び補講基準、授業評価基準
  - iv 研究：研究不正対応体制、公的研究費管理体制、ブランディング、環境整備、業績評価基準
  - v 社会貢献
  - vi グローバル化（内部及び外部）
  - vii 社会人・留学生・身障者受入体制と支援基準
- ハ 大学入学者選抜試験マネジメント  
入学選抜試験バラエティマネジメント、入試広報対策マネジメント、
- ニ 自己点検・評価マネジメントシステムのマネジメントと第三者評価マネジメントシステムへの対応マネジメント
- ホ 大学教育研究組織マネジメント
  - i 大学経営組織、管理組織、委員会組織、大学意思決定機関及び教授会等の運営状況、規程整備と改定状況、行政対応、補助金関連マネジメント
  - ii カリキュラムと教員採用マネジメント
  - iii 教育体制マネジメント  
入学前教育、補習教育、サポート体制
  - iv 研究体制マネジメント  
研究倫理・利益相反マネジメント、研究費配分と管理体制、研究不正対応体制、社会貢献体制、競争的資金獲得体制
  - v 教員勤務マネジメント

- 勤務体制と状況、管理体制と状況
- vi 教育力支援マネジメント  
授業評価、FD、教育方法、人事考課（表彰）、任期制
- vii 利益相反マネジメント
- viii 学生学習支援マネジメント  
履修システム、単位互換、国内留学、海外留学、地域貢献等
- ix 学生生活支援マネジメント  
学生相談及び指導、留学生、身障者、保健、精神衛生管理、課外活動管理、ボランティア活動、安全管理体制、保険によるリスク管理、経済的支援、奨学金制度
- x 卒業支援マネジメント  
資格取得、インターンシップ、就職支援
- xi 学生福利厚生マネジメント  
学生寮、学生食堂、学生クラブ棟、同窓会
- xii 教職協働マネジメント  
SD、目標管理
- へ エンロールメントマネジメント
- ト リスクマネジメント  
BCM、個人情報保護、研究不正、アカデミック・ハラスメント対応

#### （教学監査手順）

**第10条** 教学監査に関する実施手順は、概ね次のとおりである。

- ①対象部門の特定
- ②対象業務システムの決定
- ③対象業務マネジメントフローとアウトプットの入手
- ④マネジメントフロー内での内部統制機能の確認と検証
- ⑤他部門との関連を把握
- ⑥マネジメントシステムの有無
  - イ マネジメントシステムの範囲とその果たすべき機能の確認
  - ロ PDCAマネジメント、内部統制機能の組み込みを検証
  - ハ マネジメントされていない場合の原因と必要性
- ⑦教学監査チェックリスト(\*)を用いた業務システムの評価（\*添付の「表1, 2」参照）
- ⑧監査結果の被監査部署へのレビューと是正報告
- ⑨監査結果と不適合事項・是正事項の報告書
- ⑩是正活動の指示
- ⑪フォローアップ監査
- ⑫手順の2年に一回の見直し。

#### （各法人における教学監査規程の策定）

**第11条** 各大学法人及び大学は、教学監査規程を定める。ただし、教学監査規程には、前2条に掲げる事項に係る内容が含まれるものとする。

- 2 教学監査規程は、リスクアプローチに基づくことを妨げない。
- 3 教学監査規程は、2年に一回見直しを行う。

#### （改廃）

**第12条** 本基準の改廃は、理事会の議を経て行う。